

## 第18号議案

特別区競馬組合の規約変更について  
上記の議案を提出する。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

特別区競馬組合の規約変更について  
特別区競馬組合の規約を下記のとおり変更する。

### 記

特別区競馬組合規約の一部を変更する規約  
特別区競馬組合規約(昭和二十五年十月六日東京都知事許可)の一部を  
次のように変更する。

第十条及び第十一条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

第十三条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条中「のうちから一人、財務管理又は事業の経営管理」を「及  
び財務管理又は事業の経営管理」に改め、「のうちから二人」を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(監査委員に関する経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する財務管理又は事業の経営管理につ  
いて専門の知識又は経験を有する者のうちから選出されている監査委  
員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、特別区競馬組合規約の一部を変更する必要  
があるので、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出いた  
します。